

第23回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成25年7月25日（木）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成25年7月25日 14時00分から16時41分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉      4番 新垣 直也
- 5番 新垣 勉          6番 新垣 勇
- 7番 安里 健一      8番 比嘉 盛安
- 9番 外間 博則      10番 與那嶺正敏
- 11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

なし

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第87号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第88号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第90号 農用地利用集積計画に係る意見について

議案第91号 非農地証明について

報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係 長 新垣 忍

主 事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

定刻になりました。これより第23回農業委員会会議（総会）を開会します。  
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

それでは本日25日、1日限りに決定します。  
議事録署名人の指名ですけれど、3番さんと4番さんになっていきますのでよろしくお願  
いします。  
それでは案件に入ります。議案第87号から議案第91号まで、一括して事務局より説明をお  
願ひします。

事務局長

それでは1ページのほうをお願いします。

(議案第87号を議案書をもとに朗読)

補足説明をいたします。

1番は、申請人が自己所有地に自己所有墓を建立するために転用するものであります。

申請地の周辺は、傾斜地等のため営農条件が悪く、耕作放棄された山林原野化した農地が大部分を占め、生産性の低い農地と墓が混在しており、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われまます。

2番は、申請人が現在アパート住まいのため、自己所有地に農家住宅を建設するために転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後も農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積もおおむね妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われまます。

続きまして3ページのほうをお願いします。

(議案第88号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番は、譲受人が、申請地に一般住宅を建築するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われまます。

続きまして5ページお願いします。

(議案第89号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数が4台、農作業従事日数が200日、通作時間1分及び営農計画(作目 マンゴー)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で38aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われまます。

続きまして7ページお願いいたします。

(議案第90号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番は、利用権の設定を受ける者が新規に農業を営むために、利用権の設定をする者より申請地の利用権を設定し、賃貸借するものであります。

利用権の設定を受ける者が確保する農業機械等の保有台数が1台、農作業従事日数が300日、作目 野菜(トマト)であります。申請者(受け手)は平成24年度新規就農一貫支援事業において施設(ハウス)を導入しております。本計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと思われま

す。続きまして10ページのほうをお願いします。

(議案第91号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番の、非農地証明であります。申請地は昭和60年3月に果樹栽培の目的で購入しましたが、駐車場拡大の必要に迫られ、当時は農地法の知識もなく、昭和61年11月に駐車場に転用いたしました。所有者も今後、畑として利用する意思はなく、今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地または採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長(会長)

提案理由の説明が終わりました。休憩をとり、現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。

( 現 地 調 査 )

議長(会長)

再開いたします。

議案第87号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。2番、どうぞ。

2番

質問がなければ進行をお願いします。

議長(会長)

進行の声がありますので、進行します。

どなたかご意見をお願いします。2番、どうぞ。

2番

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。事務局から詳しく説明もあり、休憩をとり現場調査も行いました。1番の新垣の墓地ですが、現場を見る限り、傾斜がひどくて、畑として使用できないような状況かなという感じですので、許可相当としたいと。2番の北上原の農家住宅であります。これも隣接地、隣近所も住宅が結構建っているということもあってですね、本員は2番も許可相当としたいと思

議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第87号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第88号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p>
3番	<p>先ほど本案の現場に調査に行ったんですけども、そこは住宅緩和区域内に入っているんですか？緩和区域に入りますよね？</p>
事務局長	<p>緩和区域に入っておりますね。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行します。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。8番、どうぞ。</p>
8番	<p>議案第88号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。伊集の下原、農用外の現況は畑ですね。譲受人が住宅を建てたいということですね、この現状を説明、事務局に確認いたしましたところ、農地というよりは住宅に転用してもいいんじゃないかと。住宅向きの土地でもありますので、本員は許可相当としたいと思えます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第88号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。はい、3番どうぞ。</p>
3番	<p>農地法第3条の規定による許可申請についてであります。1番、登又が出ていますけれど、実はこの譲渡人のAさんが後継者がいないということで、農業は四、五年ぐらい前からほとんどやっていないで、それで本案の有償移転につながったのではないかなと思うんですけど、権利の移転で農業が少しでも規模拡大につながればと思います。本員は許可したいと思えます。以上です。</p>

議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第89号については許可といたします。</p> <p>続きまして議案第90号 農用地利用集積計画に係る意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。はい、8番。</p>
8番	<p>BさんとCさんは親子関係になりますか？</p>
事務局長	<p>伯父と甥の関係になりますね。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。はい、7番どうぞ。</p>
7番	<p>議案第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認についてであります。事務局の十分な説明もあり、現場調査も行っております。申請地には既に立派なハウスも建っていて、十分な生産意欲も伺えます。よって本員は承認したいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第90号は承認いたします。</p> <p>続きまして議案第91号、非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。はい、3番どうぞ。</p>
3番	<p>議案第91号 非農地証明交付申請の承認についてですが、事務局の説明によりますと、昭和60年3月に果樹栽培の目的で購入したとありますが、その後、昭和61年に駐車場に無断転用したということになっていますけど、現状でも駐車場のままとっておりますし、またこれは恐らく農地に復元することはちょっと難しいかと思っておりますので、本員はそのまま非農地証明願を承認していきたいと思っております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p>

<p>事務局長</p>	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしでありますので、議案第91号については非農地として承認いたします。 続きまして報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは報告第33号について説明したいと思います。</p> <p>(報告第33号を朗読する前に以下を説明)</p> <p>市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が2件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>12ページをごらんになってください。</p> <p>(説明後議案書をもとに朗読)</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。 第23回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>閉会 16時41分</p> <p>中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。</p> <p>中城村農業委員会会長 新垣 秀 則</p> <p>議事録署名人 3番委員 多和田 眞 吉</p> <p>議事録署名人 4番委員 新垣 直 也</p>